専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3 項の規定により承認を求める。

> 令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

> > 記

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により燕 市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は 第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条 若しくは第62条」を加える。

附則第9条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。 附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) 第23条 第6条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15 条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。